

---

# 朝 来 市 議 会 政 治 倫 理 審 査 会

令和5年8月3日（木曜日）

---

日 時 令和5年8月3日（木）午前9時00分開会  
場 所 第1委員会室

- 1 開会
- 2 委員長、副委員長の選任
- 3 日程協議
- 4 審査事項  
(1) 令和5年7月20日付審査請求書に関する審査付託について
- 5 その他
- 6 閉会

---

## 出席委員（6名）

森 田 龍 司	横 尾 正 信
吉 田 俊 平	足 立 義 美
森 下 恒 夫	淵 本 稔

---

## 欠席委員（なし）

---

## 事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君

---

## 午前9時00分開会

○委員長代理（森下 恒夫君） 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから第1回朝来市議会政治倫理審査会を開会します。

本審査会は、令和5年7月20日付で議長宛てに審査請求書が提出され、議会運営委員会に諮り、朝来市議会議員倫理条例第6条に基づき設置され、審査付託されています。審査会委員は、議長の指名により、御出席の6名の委員が指名されました。委員の任期は、当該審査が終了までとなりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、正副委員長の互選を行いたいと思います。正副委員長の互選につきまして、委員長が決まりますまでは、朝来市議会委員会条例第10条第2項の規定に準用して、年長の委員が委員長の職務を行うこととさせていただきますので、私のほうで進めさせていただきますので、御了承を

お願いいたします。

なお、本会の委員が全員そろっていないようでございますので、間もなく後ほどお見えになるということでございますので、全員そろうまでの間、暫時休憩といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長代理（森下 恒夫君） 暫時休憩します。

午前9時05分休憩

---

午前9時37分再開

○委員長代理（森下 恒夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、早速、朝来市議会政治倫理審査会の委員長について、まず決定していきたいと思えます。どのようにさせていただきますでしょうか。

淵本委員。

○委員（淵本 稔君） 指名推選でお願いします。

○委員長代理（森下 恒夫君） 指名推選という声がありました。推薦ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長代理（森下 恒夫君） 異議なしとの声がございます。それでは、推薦により委員長の互選を行います。どなたか推薦ありますか。

淵本委員。

○委員（淵本 稔君） 森田委員を委員長に推薦します。

○委員長代理（森下 恒夫君） 森田さんを推薦との声があります。森田さんを委員長に選出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長代理（森下 恒夫君） 異議なしとの声がありました。委員長に森田さんを選出しました。

それでは、委員長となられました森田さんに挨拶をお願いしたいと思います。森田さん、よろしく申し上げます。

○委員長（森田 龍司君） 改めておはようございます。すいません、遅れてきまして申し訳なかったです。今、御指名いただきました。大きな課題ですので、皆さんとともに議論を尽くしながら、公平な立場でいろいろと執行していきたいと思えますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○委員長代理（森下 恒夫君） それでは、委員長を交代いたしたいと思えます。私はここで退席とさせていただきます。暫時休憩とします。

午前9時39分休憩

---

午前9時40分再開

○委員長（森田 龍司君） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、副委員長の互選を行います。どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。（「指名推選」と呼ぶ者あり）

○委員長（森田 龍司君） ただいま指名推選という声がありました。推薦ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） それでは、どなたか推薦がございますか。

吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 従前の議会運営委員会の例規の審査等も考えましたら、議会運営委員会の副委員長の横尾委員が適任かと思えます。

○委員長（森田 龍司君） 今、横尾委員の副委員長への推薦がありました。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） じゃ異議なしと声がありましたので、横尾委員に副委員長にお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、副委員長になりました横尾副委員長に御挨拶をお願いいたします。

○副委員長（横尾 正信君） それでは、副委員長に選任していただきましたので、委員長を補佐してしっかりやりたいと思えます。よろしく願いいたします。

○委員長（森田 龍司君） それでは、暫時休憩いたします。

午前9時41分休憩

---

午前9時42分再開

○委員長（森田 龍司君） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

まず最初に、委員会の日程についてお諮りします。日程につきましては、本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） 異議なしと認めます。朝来市議会政治倫理委員会につきましては、本日1日限りと決定しました。

それでは、審査事項の協議を行っていきたいと思えます。

令和5年7月20日付審査請求書に関する審査付託について協議を行います。

初めに、事務局より審査会の進め方、審査付託事項について説明をお願いいたします。

榎谷次長。

○議会事務局次長（榎谷 進一君） 失礼します。

まず初めに、審査会の進め方につきまして、条例等に基づき説明させていただきます。

審査会の運営につきましては、朝来市議会議員倫理条例第7条に基づき運営を行っていきます。

審査会では、審査のため必要であると認めるときは、審査請求者、審査対象議員等の会議への出

席、意見もしくは事情を聴取すること、審査対象議員は、審査会において弁明することができることとなっております。また、審査が終了した場合は速やかに議長に審査結果を報告すること、審査付託を受けた日から60日以内に報告するよう努めなければならないということとなっております。

次に、審査付託事項について説明させていただきます。

今、配付させていただいております審査付託事項の経過を御覧ください。

資料のほうを読み上げさせていただきます。経過につきましては、令和5年2月10日金曜日に開催されました産業建設委員会の所管事務調査の物産物振興事業に関する事項の調査において、農産物流通拡大、販路拡大を進める中で市と全く関係のない法人格を有する団体を仕組みの中に入れる想定がされていたため、是正すべき意見が出されました。担当課において、提出資料の取下げが行われました。

次に、令和5年3月17日金曜日に産業建設常任委員会の所管事務調査の物産物振興事業に関する事項の調査において、農産物流通拡大業務の出口戦略である販路の確保について、自治協議会等と協議をしながら、小規模農家が近くで出荷ができて収入を得ることができる仕組みを目指し取り組んでいるとのことでありました。しかし、令和5年2月10日の委員会に示された資料、後に取り下げられておりますけども、では各地域自治協議会に集められた農産物は特定の間事業者を持ち込むこととされており、そこから学校給食センターと契約業者に出荷される計画となっていました。そこで、極めて異例でありましたが、所管委員会委員長の承諾を得た上で、学校給食センターへの調査も併せて実施を行いました。提出された会議記録簿によると、地元野菜等の供給についてとして令和4年12月8日に特定間事業者等と学校給食センターや農林振興課との間で協議が実施され、朝来市学校給食センターの主な使用野菜の市外品購入時期と記された資料の提供が行われ、その席には議員の同席も確認されました。

次に、令和5年3月29日水曜日ですけども、令和5年3月定例会の最終日に、産業建設常任委員会より委員会報告がされ、なお、今回の調査において、学校給食センターに係る地元野菜等受入れの契約過程について、前述のとおり政治倫理に関する疑念がありましたので申し添えますとの意見がされた報告がされました。これにつきましては、別紙資料をまた後ほど見ていただきたいと思います。

次に、令和5年7月20日木曜日、朝来市議会議員倫理条例第5条第1項の規定に基づき、審査請求書が提出されました。

本日までの経過は以上となっております。

○委員長（森田 龍司君） 事務局からの説明は終わりました。質疑等がございましたら、どうぞ御意見を言ってください。

吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） まず、この委員会を設置されるメンバーのほとんどの方は議連のメンバーの方ですので、設置の経過というのは御存じだと思うんですが、私につきましては、指名されたということからその経過が分かっておりません。その審査請求書が今回の添付資料に付いておりませ

るので、このフォルダの中に入れていただいて、どういう審査請求だったのか、資料提供いただきたいというのが1点ございますので、お願いします。

それと、もう一つ、先ほど産建委員会の御説明いただいたんですが、産建委員会のメンバーは、この中でしたら、森下委員と私と森田委員長ということで内容は分かっているんですが、ほかの委員の皆さんはちょっとお分かりになりませんので、先ほど説明された時系列のその調査を産建委員会で行ったことをやっぱりまとめて、どういうふうな回答があったのか、どういう事実があったのか、どういうふうな調査が行われたのかというところを事務局できちっとまとめてここにちょっと出していただいたほうが議論が正確になるんじゃないかなと思いますので、その2点お願いしたいと思います。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） ただいま吉田委員のほうからお話がございました審査請求書につきましては、ただいま文書共有システムのほうにアップさせていただきまして、お送りしたところでございます。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） それでは、この審査請求書についてお尋ねするんですけども、事務局にお伺いするんですが、こちらについては紹介議員の方が自由倶楽部、日下議員、朝来市創生の会、松井議員、清風の絆、水田議員、朝来市創生の会、森下議員ということで、4名の方が紹介議員となってらっしゃるんですけども、この会派名が書いてあるということは、基本的に1人会派の私と上田議員を除いた全ての会派がここに参集されているということになるのかなと思ってるんですけども、そういう意味合いでこの会派名というのは書いてあるんでしょうか。議員個人で書いてらっしゃらないというふうにしか取れないんで、各最大会派、第2会派、第3会派の会派として疑義があるというふうな形でこの審査請求書が出てきているものというふうに理解したらよろしいのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） すいません。ちょっと事務局から失礼いたします。

審査請求書で議員さんのお名前のその連署いただいているところに会派名を書きいただいているその理由といたしますか、意味ということなんですけれども、この条例の。すいません。続けて申し上げます。第5条のところで行きます。請求される際にその連署をされる議員は2以上の異なる会派に属する者で構成されていなければならないという規定がありまして、そういう意味合いで、その辺そういったことを規定がございます関係で、その様式上もその会派を明らかにしていただくということになっておりまして、それでお書きいただいておりますものというふうにお考えいただけらと存じます。

以上でございます。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 私がなぜこれ聞いているかというと、私、1人会派とか、もしくは無所属の方

も審査請求の対象となると思いますので、そうした人が2人以上いれば、会派でなくても、審査請求が多分4人ということであればできるんじゃないかなと思うんです。

そうすると、会派ということをおおむねここに書いてるという意味は、議員としての権限ではなくて、各会派の署名議員が会派を代表して一応了承したものというふうな理解が成り立つんでしょうか。それとも、会派というのは書いてるけども、各委員だけの判断でこの請求を出されているんでしょうかということを確認したいなと思うということです。

ですから、おおむね最大会派、第2会派、第3会派が疑義があるという御確認された上で署名されているのか、そうではなくて、各署名されている方のみが会派名は使っているけども、提出されているのか、どちらかの意味でしょうかということをお聞きしています。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） すいません。ただいまのその会派での確認はされているかどうかにつきましては、ちょっと申し訳ありません。事務局ではちょっと把握ができておりませんので、会派の中でどのようにお話をされた上でのことなのかどうかということにつきましては、ちょっと分かりませんので、各会派でいらっしゃる方にもし御存じの件がありましたら、御発言などいただくことも可能なのかなと思ったりもするんですけど、いかがでしょうか。

以上でございます。すいません。

○委員長（森田 龍司君） これはよろしいですか。これは、まず第5条のこの8分の1以上の議員の紹介または連署をもってということで、それでも基本はここだと思うんですね。その第2項に、この辺がその議員さん、ちょっと私もこの背景分かりませんが、偏っては何か信条とかいろんなもので、主義信条で偏ってはいけないということなので、こういう2つ以上の異なる会派に属するものというような表現をしたのかなと思うんですけど、基本は公平な立場で、いわゆる8分の1以上の議員の紹介または連署で請求ができるということで今回も基本はそこへしたんですけど、この条文があったということですから、じゃ会派名を書きましょうということだったので、今、吉田委員が心配されておるところはそうじゃないというふうに、あくまで個人の議員または連署ということで御理解くださればありがたいのかなというふうに思います。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 会派名を出している以上は、会派内で情報共有はしております。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 外形的に見ましたら、やっぱり会派の名前を使われてる、もしくは2項でそういうふうな会派ということをおおむね規定している限り、各議員が個人で判断するということであれば、2項は2人以上の者と議員が2人以上の者、もしくは4人とはっきり規定している以上、偏ったことの答えは出ないわけですね。つまり会派と書いている限り、会派で一応はまとめて様々な御意見がいただける会派の代表が出てきていると。2人、2つ以上の会派の代表が合意しないと出てこないというふうな認識しかないのかなというふうに思ってるもので、その各会派がどのようにお考えなのか、いらっしゃる清風の絆さん、あと創生の会さん、自由倶楽部さんのお話を伺いた

いなと思うんです。

○委員長（森田 龍司君） 森下委員。

○委員（森下 恒夫君） 朝来市創生の会では、疑いがあるとするなら、きちっとした場で白黒をつけるべきだという立場でこの審査請求することについては会派内で一致した見解でございます。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 横尾副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） この問題の説明については先ほど委員長がおっしゃったことが基本であるというふうに私は理解しております。

第2条で、3人以上、あるいは三、四人の議員が請求することになるわけですがけれども、その請求者が一つの会派に固まって、ある特定の者を例えば攻撃するというような、会派利害に基づいたような請求にならないようにということが第2項で、そのための担保として、三、四人の議員が請求というか、対応するんだけど、一つの会派に偏らない、偏っていないということだけが第2項で条件であって、会派の意思とは関係なし。その連署する議員が、二つ以上の会派にそれぞれ別の会派にいるよというだけのことで、会派の意思とは別に関係なく、会派に属する者、つまり個人ということで、いいんだろうというふうに思いますので、委員長先ほど説明されたことで、議運でもそういう感じでこれ連署は処理します、とっております。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 実質的に清風の絆さんは情報共有しています。創生の会さんも情報共有されています。その判断はまだ、これから審査されるわけですので、疑義のある状態ではあると思えますけども、自由倶楽部さんはその情報の共有もされていないということですか。

○副委員長（横尾 正信君） 何ですか。

○委員（吉田 俊平君） 情報の共有をされていない、この代表が出されている……。

○副委員長（横尾 正信君） そういう情報共有的なことは当然会内でするし、意見交換もしてるし、してますけども、だからといって代表としてこの連署に入っているというわけでは全くないということでございますし、日下、多分議員については、産建の委員長の立場で重視されて申請されておりますので、その点は会派と別、会派の中の議論とまた別であると考えております。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 各会派が最大に情報共有されているという部分だけが確認取ればそれでよかったもんですから、それをさせていただいてるということと、この構成については各会派以外に私が入ってますんで、よりフラットな形で判断してくださいというメンバー構成に、会派に終始しないような形に配慮されたのかなというふうに理解させていただきまます。

その上でちょっとこの委員会の運営の仕方を委員長のほうにお願いしたい点がありまして、一つがこの倫理審査会が会議として会議録を残すということをお願いしたいなと思うんです。

これが会議録として残されない執りになりになりましたら、場合によって議員の身分の喪失に関わるような重大な判断をせざるを得ない場合も出てきますので、そうしたときに会議録がきっちり

残されていると、情報公開に耐え得るような態勢取っていただきたいということが1点あります。

そのような考えから、今日傍聴者の方もいらっしゃるのと、公開しているという理解していますので、基本的には会議録残していただけるのかなと思っております。

それともう一つが委員会は全て所管についてはケーブルテレビで、インターネットの録画放送で流していますので、そういった情報公開もしっかりとして、資料提供もしっかりしていただくような形で委員会運営していただいたほうがより開かれた形になるのかなと思いますので、そこもちょっと皆さんに諮っていただけたらなと思います。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） ありがとうございます。今、吉田委員から当然のことですが、会議録を残していきましようということと、それから、きちっと情報公開をしていきましようという御提案がありました。これについてはもうどうですか、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 事務局から失礼いたします。今、吉田委員から御発言のありました2点目の件に関しまして、委員会の所管の分がネットで公開という件なんですけど、今ネットで映像が公開されてますのは議案審査に係る部分のみやと思います。その現状だけ、現状はそういうになっておりますということだけちょっとお伝え申し上げます。

以上でございます。失礼します。

○委員長（森田 龍司君） 局長、聞きますが、そうすると今日のこの倫理審は、ネット公開はされないということですか。

局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） する、しないは事務局で決めることはできませんので、ちょっとその決め方なんですけど、議会運営委員会になるのか、また広聴広報のほうになるのか、またこちらでお決めいただくのかというのはちょっと正直今ちょっとどのようにする方法があるのかなというのはちょっと申し上げにくい状態であります。

○委員長（森田 龍司君） 分かりました。そうすると、今、局長からの回答なんですけど、そしたらこの倫理審についての情報公開については、どのようにさせていただいたらよろしいですかね。ここで決めることができるのか、議運で諮らなくちゃいけないのか、それとも事務分掌からいうと、広聴広報委員会なのか。私は事情が事情なんで、この倫理審でどうするかということを決めたいのかなと思ったりするんですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） よろしいですか。

そしたらインターネットの情報公開については、議案に関するものという取決めがあるんですけど、これにつきましては、この倫理審につきましては、状況が状況なので、私はきちっと先ほど提案ありましたように議事録をしっかり残していくということと、それから情報公開していくということ



はとても大事なことなんで、情報公開をできるようにしたいなと思うんですが、議員の皆さんはどう思われますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会議務局長（宮元 広司君） 後ろから度々失礼いたします。情報公開の時期などにも関わってくると思うんですけれども、今疑念がある状態で今審査されているんですけれども、審査の対象とされている議員さんが、今ちょっとこの言い方はどうなのか、白とか黒とかいう言い方があると思うんですけれども、適切であったか、そうでなかったかというのを今お決めいただいている、その審査の途中であっても、それをどちらともつかない状態でそういった方のお名前が挙がったりとかということになると思うんですけれど、ネット上に。その辺、時期とかについてのちょっと判断が難しいかなと思うんですけれど、そういった懸念がありますということをちょっとお踏まえていただいた上で、その時期等につきましても例えば決まってから出すとか、いやもう会議が終わったらできるだけ早く出すんだとか、いろんな考え方があると思うんですけれども、その辺ちょっとお考えいただきたいと思っておりますけれども。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） これは今日傍聴者がいらっしやるとすれば、もう既にその議論は公開しているということなんです。その範囲がインターネットなのか、対面なのかという違いでありまして、ですからそれを開示しようと思うと、その議員が特定できないようなまずは仮名で話をすると。仮名AとかBとかいうような配慮をすれば、その問題は解決するのかなと思いますので、それが解決しないのであれば、この会議は非公開として公表しないというふうにしなさいといけませんので、結果的に新聞報道になるのか、どういう形で報道されるか分かりませんが、公開している限りは必ず情報というのは、広く、広がっていくということからすれば、積極的に情報公開、私はしたほうがいいんじゃないかなと思います。

○委員長（森田 龍司君） ほかに御意見ありますか。

請求がされて、倫理審がこうやってきちっと議会の中で開催されているので、その辺のところは配慮しながら、公開していくほうが私もいいんじゃないかなと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○委員（吉田 俊平君） 私は異論ありません。

○委員長（森田 龍司君） ほかの委員さんどうでしょうか。

○副委員長（横尾 正信君） 何。

○委員長（森田 龍司君） ネットで公開するのどうでしょうかということ。局長からは、ある程度のその判断ができる状態まで、ちょっと不問なところが先走りになってしまうとちょっと危険なのと、ちょっとそういうのがあったんですけれど。その辺はきちっと配慮して。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 最終的に結論がどうなるか、今の時点で見えませんが、それは最大限議

員の身分ということに対しては配慮した運営の仕方ということが必要だと思うんで、ネット公開の時期どうするかということは、この委員会で一度みんなで話し合っ、最初からいけないというわけには多分いかないと思いますが、適切な時期はどの辺かということも協議したらどうかなと思います。

○委員長（森田 龍司君） 足立委員。

○委員（足立 義美君） 私も渚本委員とほぼ同じ意見で、やはりどないいうんか、対象の議員が白黒まだ全く分からない段階で、あんまり名前が出てくることは好ましくない。仮名いうのはかえって憶測を呼んだりする。それもあんまり私の中ではいいことないな。

それから議事録はきっちり最初から残していかなあかん。これだけはきっちりやっていく。でもインターネットに流すか流さんかは、ちょっと慎重に考えたほうがいいかなという気がします。ただ、吉田委員の言われたように、もう今日既に公開してるやないかいと、傍聴者。これこのとおりのやからね。逆に言うたら、その辺りも含めてこの委員会の性格、ちょっと検討しとかないかん。このまま公開でいくのか、いやいや、やっぱり議員の身分にも関わってくる中身、何も今回のケースだけやなくて今後の市の政治倫理審査会の在り方やからね。今回はたいしたことないから、これ公開しましょうとか、そんな話やないんで、基本的にその辺りも考えた上で運営したほうがいいなど。どちらになっても、議事録はまず残す。ここまではしっかりやっていかなかったら駄目やなと思います。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） ほかに何か御意見ございますか。

局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 関連することで細かいことですけど、ちょっと確認を一つお願いしたいんですけど、先ほど吉田委員からお話をいただきまして、審査請求書を文書共有システムにアップさせていただいたんですけども、この審査請求書にはもちろんその対象となる議員のお名前もみんな載ってますし、載っておるんですが、この今日の資料として上げたものにつきましては基本的には傍聴に来られた方、報道機関の方、いらっしゃってましたけど、も含めて、お配りするのが基本というのかなというふうには考えるんですけども、それにはもう既にもう対象議員の名前とかも載ってますし、これをどうするのかということも含めてちょっと今の問題として事務局として判断に困っておるところであります。今ちょっと手元にコピーをお渡しできる状態で持っておるんですけど、これをどうしたものかというのがありまして、こういったことも含めてちょっとお決めいただけたらなというふうに思うんですけど。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） これちょっと皆さんがどのように考えてらっしゃるか分からないんですが、疑義という言葉が白か黒かじゃなくて、黒だと思ふという意味なんですよね。この場で白か黒かを見ようということではなくて、出された方は基本的には黒じゃないかということで、疑義という言葉を使ってるわけです。

ただ、ここは当然その疑義が、そういうふうな事実行為があるかどうか確認していくサイクルがあるんですけども、出してらっしゃる方はそういう意味合いで疑義という言葉を使ってると思います。対象の方がそういうふうな疑義、抵触行為があったと。疑義というよりも抵触ですね。政治倫理条例違反、抵触行為があったということで提案されているということです。その行為があったかどうかを確認する作業ということかなと思うんです。それをありませんでしたら、ありませんでしたですし、ありましたであつたら、ありましたということで、処分とはまた切り離してまずは事実行為の確認して、次に処分の検討と。それが処分がないという検討なのか、あるという検討なのか、この事実行為を確認する作業によって変わってくると思うんですよ。さっきの事実行為の認定した後の処分の軽重があるから、事実行為の確認は非公開にしようという選択は僕はないと思うんです。しっかりとそこは抵触行為があったと指摘されているわけですから、この政治倫理条例上は、議員は疑義を持たれたとき、抵触行為を指摘されたときには誠実に説明しなければいけないというふうにはっきりと議員、条文に書いてあると思うんです。だからそういう抵触行為はしないようにしないといけませんし、してると指摘があつたら、そういうことはしていないということをはっきりと説明しないとイケない。

そういう状態なんで、配慮を僕はすべきだと思うんですけども、この会議を非公開にしちゃうとか、資料はもう提供しないようにしましょうとかいうことのほうが、外から見れば、議員が隠れて処分したと。その過程は、処分が下るまでは一切分からないとなれば、これは対象議員の方も市民の方もなかなか御理解いただけないんじゃないかなと思いますから、僕はこう一定配慮しながら公開していく、そのタイミングは渚本委員が言われるとおり、どのタイミングがいいのか、1週間後、もしくは次の委員会が開催されるまでとか、1か月後なのか3か月後なのかは決めても、していったほうがいいんじゃないかなと思います。

○委員長（森田 龍司君） 今、吉田委員からそのような御意見がありました。何かほかの御意見ございますか。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 局長に伺いますけれども、先ほどまでは報道機関の方もおられたんですが、そのおられたときには、当初、我々にここに提示されてきた資料というのは、もう見られてるということでしょうか。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 今日の朝、開会時の時点で、フォルダに収まっており、文書共有システムにあった紙の資料につきましては傍聴席に置いて御覧いただける状態にしておりました。

この審査請求書につきましては、途中でしたので、今まだお渡しはできてない状態で今ここにあります。

○委員（吉田 俊平君） 議運で公開してるから、出てもいい。

○議会事務局長（宮元 広司君） はい、そうですね。

○委員長（森田 龍司君） 暫時休憩しましょうか。

午前 10 時 17 分休憩

---

午前 10 時 31 分再開

○委員長（森田 龍司君） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど吉田委員から提案ありましたように、会議録はしっかり残していきましょうということと、もう一つ今いろいろと御意見をいただきました。情報をやっぱりこの時期ですので、しっかりと公開していきましょうということで話し合いをしてくださいました。この件に2点につきましては、その方向で決めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） ありがとうございます。じゃ、その方向で会議録を残していくことと、情報を公開することについては公開していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、まず先ほど確認してありますが、審査内容についての大体の確認は、これで大体できましたですか。ほかに何か御質問ございますか。

副委員長、はい、どうぞ。

○副委員長（横尾 正信君） 2点ぐらいありますよ。1点目です。事務局から提出された審査付託事項の経過という書類ですけども、これは事務局責任で経過、この文書を作ったということによろしいんか。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） はい、おっしゃるとおり事務局で作成させていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） 特にこの令和5年3月17等については、これ産建からの資料提供があるので、その資料に基づいて事務局が作成ということは、これは権限内でいいと思うんですが、この冒頭、2月10日のこの4行については、これは事務局が作成できるものなのかな。私は、これら一連の経過については、産業建設、申請者の日下茂議員に直接これらの経過について再説明を求めよう。こういう説明があるならそれはそれでいいと、こう思ってたんですけども、この2月10日について事務局はこういう経過をかえって出せるものなのかということちょっと若干疑義があります。この事実関係について事務局、責任持って書けたのかなということが1点。

それからもう1点目は、産建委員会とこの政治倫理審の関わりについて、ちょっとここははっきりさせてください。産建委員会として何か組織的な結論をもって、この問題についてもって臨んでいいのか、何か統一見解があるのか、別がないのか、どうですか。ちょっとそこら産建委員会と産建委員、この政治倫理審委員としての立場、そこらをちょっと整理して説明してもらいたいなというふうに思っております。

以上2点です。

○委員長（森田 龍司君） ありがとうございます。

吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 産建委員会のことは、ちょっと僕が今回の紹介議員の4名の方は、全て産建委員の皆さんです。その方々には、基本的には疑義があるということで紹介議員になっていらっしゃいます。その産建以外で、紹介議員以外で産建委員といえば、私と森田委員長ということで、私も産建委員会の調査をさせていただいた中では、そういう事実行為がありましたので、疑義があるなというふうに思いました。

ですから、森田委員長がそのように思われたということであれば、産建委員会としては全員が疑義があると。ただ、それを形にしたり確認はしていないということが、各個人はそうだけでも、政治倫理審査会の所掌所管事務になるんで、産建委員会というのはその判断を避けたと。その部分は委ねようと、議運なりそちらに委ねて、委員会としては結論を出さずに、ただし、その委員さんも皆さんそのような心象を持ったんだろうというのが実態かなと思います。

○副委員長（横尾 正信君） そこをね。

○委員長（森田 龍司君） 横尾副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） 要するに、審査会の委員は、公正公平にという、あるいは不偏の立場でという、でやんなさいね、審査しなさいねとあるので、したがって請求者、請求者という立場であれば、不偏の立場にはならないよね。（「細かい指摘して申し訳ありません」と呼ぶ者あり）いやいや、日下委員だよ、請求は。（「4名なんです」と呼ぶ者あり）連署ね。だけど、だからあれは、請求者ではないという解釈で連署してもらったんですよ、基本的にはね。（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）そうなんだよ。（「そんなことはできない」と呼ぶ者あり）

○委員（森下 恒夫君） ちょっとよう理解ができない。もう一度お願いできる。

○副委員長（横尾 正信君） いやいや、だから日下委員が請求者で、連署に産建の委員が入ってるんですけども、それは最初駄目だったんですよ。産建委員会だから駄目だということだったんですよ。だけど、書式見たら、委員長、日下茂で連署は、連署の議員とは責任上関係ないということで、産建の委員でもいいんじゃないんじゃないのということで、急遽、俺やるから連署してやいう形で、連署してもらったんですよ、あのときね。だから、それは日下茂委員、請求者とは立場が違うという認識で連署してもらったという。事務局、そうだよ。そういう形でいいじゃないかということになったんですが。

○委員（吉田 俊平君） それを言い出したら実態がないとなっちゃう。（「そうそう」と呼ぶ者あり）瑕疵がある請求になるんで、その分は名義書きで裏書してませんということを言い出したら手続上の瑕疵になっちゃって、これ設置することが間違い。

○副委員長（横尾 正信君） だから、そういう問題なんかな。だから、そこをちょっと確認してもらいたいなど。産建委員会の人がどういう立場でこれ臨むの。委員会として臨んでるのか、議員個々として臨んでるのか。

○委員長（森田 龍司君） 足立委員。

○委員（足立 義美君） これは産建委員でどうこういうんやなしに4番の問題は会派として連署していただいたと。少なくとも紹介者、請求者と同じ考えですということで連署されたと思うんです、基本的に。全然関係なしにただ書いたんやなしにこの請求に意味があると、だから連署しますと。

○副委員長（横尾 正信君） どこまで意味があるかということですよ。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） これ正式な産業建設常任委員会調査報告書の最後の文章。委員会におけるまとめ及び意見の中で、今回の調査において、学校給食センターに係る地元産野菜等受入れの契約過程について、前述のとおり政治倫理に関する懸念がありましたので、そう申し添えますということで合意した文書ですので、各常任委員の皆さんが、この問題については政治倫理に関する懸念があるということを表明されたというのが、もう事実かなと思いますんで、そこを前提にしていたかないと、その人たちは懸念も持ってないんだと、フラットなんだということにはなっていないと思います。

○副委員長（横尾 正信君） それは分かった。懸念は全員共有してると。

○委員（吉田 俊平君） そうですね。そうでないと、この報告書は出てないです。

○委員（足立 義美君） もう意見も出しとるのやから。全員の思い。

○委員（吉田 俊平君） 先祖返りみたいな話になるんですから。

○副委員長（横尾 正信君） 分かった。それはほんならそれでいいんですね。

○委員長（森田 龍司君） そうです。

○委員（森下 恒夫君） これは報告書に、そのように明確にはなっていると思います。

○副委員長（横尾 正信君） 分かりました。はい、結構です。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） ちょっとごめんなさい。自由討議のほうがよろしければ御休憩いただいたほうがいいのかなと思うんですけど、御発言のほうも大丈夫ですか、このままで。

○委員長（森田 龍司君） 大丈夫だと思いますよ。

○議会事務局長（宮元 広司君） ありがとうございます。失礼しました。

○委員長（森田 龍司君） ほかにございますか。

○副委員長（横尾 正信君） 事務局どう。僕もう一つ聞いてるんだけど。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 本日お出ししております資料の最初の4行の部分、2月10日金曜日の部分ですけれども、これに関しましては、2月10日の産業建設常任委員会の会議録とその会議の記録を基に抜き書きをさせていただいたというもので、経過の一部としてここに会議録と記録を基に事務局で要約で書かせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 今後の委員会運営のことを横尾副委員長が言ってらっしゃると思いますので、委員長なり皆さんにちょっと聞いていただきたいんですが、まず産業建設常任委員会では一定の調査していますので、それをもう一度今回のこの経過については、どういう調査が行われて、誰がどういった、論点はどういうもので質疑が行われたかというところの調査の概要がまとまっていません。単純にこういうふうな事実がありましたということで、それを説明するような内容、経緯というものではなくて、経過という形になっています。

ですから、その事実行為の事実の裏づけとなるような質疑がどう行われ、誰が何を言ったかというようなものも含めた調査の概要というものを一回やっぱりまとめていただいて、委員会の中にちょっと事務局に出していただいたほうがこの実態って分かりやすいと思うんです。

その上で、次にその資料を作っていただくとともに、担当課に来ていただいてその資料を皆さん初めての方もいらっしゃいますので、見ていただきながら質疑していただいて、なおかつ請求者である日下委員のお考えも聞きたいという御趣旨かなと思いますので、請求者からの御説明も聞かれた上で、藤本委員の弁明もまずは聞くような調査をして、事実確認もしていけばいいんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（森田 龍司君） ありがとうございます。

局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 今、吉田委員おっしゃっていただきました経緯ではなくて経過の資料の件ですけれども、それは例えば対象となっている請求、今回対象になられてる議員さんの問題とされる言動といたしますか、そういったことの日にちの経過も追った資料ということですね。はい、承知しました。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） そういう資料を事務局が作る義務があるかな。それは産建委員会でやってもらったほうがいいんじゃないの。つまり請求者に基本的な経過ないし疑義の内容等についての詳しいことがあるならば、請求者サイドの資料として出すべきじゃないのかな。事務局で準備すべきものかな。とは思わないですがね。産建で準備してよ。つまり請求者側で準備できないのかな。どう。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 産建で作っても事務局が作ることになりますので、同じなんです。産建の委員会が、産建委員会活動の中でもう既に調査して議事録も取っているわけです。その調査の資料は産建委員会のフォルダに収まっています。その資料を基に資料をピックアップして、必要なことの概要を調査概要としてまとめる、全部の資料を皆さん見ていただくのもいいと思います。産建委員会の資料がもう既にありますので、その議事録も全てこちらで皆さんに御確認されるのか、もしくはピックアップした内容を見られるかというだけかなと思ってるんです。それ以外に産建委員会で作るものというのはないんですけども。

○副委員長（横尾 正信君） その議事録だな。この会議録は出してほしいが、これは2月10日と3月17と3月29と三つあるのかな。この三つの委員会の議事録でこの会議に関係する条項については、提出してくださいということをお願いしたいと思いますがね。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 委員会の運営の権限については、委員会というか審査会の権限については多分委員長は権限を有するという事になっていると思いますので、この場で全てを決めるというのはなかなか難しいですから、各委員さんがこういうふうに委員長にしてほしいという要望を言われた上で、委員長がそれを総合的に判断されて、それを副委員長に相談されるのか、委員長の御判断でされるのかは別にしましても、この場で全部を決めてからじゃないと調査ができないということになると、なかなかこの情報、この委員さんの御意見というのを全部反映して、それも各委員さんの考えが違う部分を調整し切らないと調査ができないということになりますので、そこは一定ちょっと委員長にお任せしながらしていかないといけないんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（森田 龍司君） そうですね。例えば今経過の概要、産建でいろんな資料がありますんで、今議事録を、私は今3月23日の議事録を今開いてるところなんですが、議事録見てもこういう議事録を提出、再度提出、資料として提出するというようなことを概要について、経過についてきちっと整理したものの資料をまとめて、それを委員さんに確認してもらおうということもまずとても大事な事じゃないかなと思います。そのことで、さっきありましたように改めて各担当部署に来ていただいて、そこで質疑応答しながら整理するということが大事だというふうに思っています。

それから、あとその中で、私たちがどうするかということを少し意見交換していきながら、当人の弁明につきましても、なぜここへ参加されたのかとか、どういう背景があったのかということも聞かせていただきたいと思ひますし、その辺のところを今後のスケジュールの中で整理させてもらいながら進めさせてもらえると私もいいのかなというふうに思ひますが、何かこのほかに各委員の皆様からこういうことだけはしておいたほうがいいですよとか、こういう資料だけは必要だと思いますよということがありましたら、今言ってくださればありがたいかなというふうに思ひます。

足立委員。

○委員（足立 義美君） もともと60日以内に審査結果を議長に報告というのが一つの枠だと思うんですね。それで60日以内に、今日から60日以内ということだと思ひんです。そうした場合にやっぱりある程度のスケジュールを確認していく、そういう作業をしとくほうが無難だなというのがまず事実認定のあたりに今盛んに話が出てます。それから、担当課にヒアリングせないかんのん違うかという話も出てます。それから、審査会の設置通知というのはもう行ってるんかなとちょっと思ひたんです。多分今日これいうのをやるということは、もう藤本さんには行ってるんじゃないかいう気はしとんですけど、ちょっとそれを確認したい。

そうすると、今度は審査会への出席要請、当然弁明という話も先ほどありましたけれども、そういうものも入れとかなん。それから9月議会が入ってくる、そういうな全体をやっぱりある程度



見ながら、やっぱり我々は60日以内にきっちり結論を出していくんだという姿勢も大事な、そう思います。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 今おっしゃいましたその対象の議員の方に通知といたしますか、審査会のことは行ってるかということですが、全議員さんにこの審査会のお知らせしてると思います。その同じタイミング、先週だったと思うんですけども、対象の議員さんにも文書で通知を終えておりますので、御報告申し上げます。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） そんなになるな。通知はしてると。審査付託書というのが議長から委員長へ提出という第3条の2項、今日のね。決まって、これはまだ処理してないよな、これ。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） そうですね。議長から委員長宛てとなっております関係で、ちょっとまだ委員長が決められてない状態でありましたということもありまして、まだ付託の書類はできてないところが、おっしゃるとおりであります。

以上です。

○副委員長（横尾 正信君） これしとかないと。せんと、この会議、意見交換そのものできひんのもや。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 今日は委員長を選任するというものが大きな会議の目的で、次回以降が審査の内容に触れるところかなと思いますんで、今日はその審査の内容の調整を諮って、審査自体は行っていませんので、この後会議が終了しましたら、速やかに議長から委員長宛てに付託書を送っていただくとすれば手続上は瑕疵がないのかなと思います。

○委員長（森田 龍司君） そうしましょう。あとはちょっと先ほどから話してありますが、今後のスケジュールについてだけはちょっと整理しときたいなというふうに思っています。

よろしいですか。経過の概要の資料を整理するということと、それからそれに基づいて担当課に質疑応答していく。その辺のまとめができてから弁明を聞いていくという方向で。その前に必要ならば日下さんに、再度委員長に来てもらって、日下さんへの質疑応答もあってもいいと思うんですけど、私はもう概要が出てるし、それから担当課との質疑を確認していけば、わざわざもう日下さんにまた改めてする必要ないのかなと思ったりしますので、その辺で進めていきながら、大体まとめたところで弁明を聞かせていただく、その後また審議していくという方向でいいのかなと思ったりするんですが、そういう方向でよろしいでしょうかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） ありがとうございます。そしたらその方向で審議を、これからのスケ

ジュールと政倫審の方向について整理していきたいなと思ってますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、その他、次回の日程について今日お諮りしたいと思いますが、8月の23日に9時から午前中に議運があります。それから8月の25日に午前中に自治基本条例の特別委員会が午前中にありますので、23日の午後からか25日の午後からか、どちらかで次回の、それまでに資料を、経過資料の整理しておきますので、午後からちょっと政倫審のこの会議を進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（足立 義美君） 23日のほうが気分的には私はいいです。

○委員長（森田 龍司君） よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。

○委員（足立 義美君） ちょっとでも早いほうが、やっぱりかからなんだらという思いもあって、さっきも言ったように、60日以内いうのを常に頭に置いて日程を決めるというのは少しでも早く、早くという意識は保たなんだら結果的に遅れへんかなと。

○議会事務局長（宮元 広司君） 御発言を求められた……。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 23日もしくは25日になさるんであれば、概要を事務局から説明していただいて、それを読むだけでは意味がなくて、調査を、審査していただくためのヒアリングのための資料なので、それを前提にその日に当局呼んで質疑されたほうが時間が短縮、2日間かかることを1日でできますので、早めに資料を整理されたら各委員さんに見ていただいた上で当日質疑ができるような日程組まれたほうがよろしいんじゃないかなと思います。

○委員長（森田 龍司君） ありがとうございます。事務局、今の吉田委員の話ですが、対応できますか。

局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） ちょっとまだ正確にイメージは出来上がってないんですけども、できるだけ早く、1日でも早くお渡しして御覧いただけるようにしないと次効率よくしていただけないと思いますので、早くできるように努めてまいりたいと思います。

○委員長（森田 龍司君） ありがとうございます。そしたら23日までに資料を作成していただいて、各委員さんにタブレットに配信しますので、委員さんはきちっと見ていただいて質問事項の確認をしていただく。そして、23日に同時に農林振興課と給食センターに来ていただいてヒアリングをしてもらうという日程でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） そしたら、次回は8月23日の午後1時から政倫審の会議をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

その他何かございますか。なければ、以上で会議を終わっていききたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） ありがとうございます。そしたら、以上で本日の日程は終了しました。  
これをもって、朝来市議会政治倫理審査会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時58分閉会

---